

いじめ防止基本方針

安中市立松井田小学校

I いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

いじめ防止対策推進法第二条では、「この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等該当児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる物を含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

「いじめ防止対策推進法」「群馬県いじめ防止基本方針」「安中市いじめ防止基本方針」を受け、本校ではすべての職員が、「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。いじめは人間として絶対に許されない行為である。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、以下の取組を行う。

II いじめ問題への取組

1 いじめの未然防止のための取組

(1) 充実した毎日の授業づくりに努める

- ・学年の発達段階に応じた学習ルールを全教職員で共通理解し、規律正しい授業づくりに努める。
- ・毎時間の授業のめあてをしっかりと提示するとともに、授業の最後に学習したことを振り返る活動を取り入れ、基礎的な学力の定着に努める。
- ・学び合いの場を大切にするとともに、すべての児童が活躍できる場をできるだけ設定し、児童の自己有用感を育むよう努める。

(2) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める

- ・道徳の時間に各学年の発達段階に応じて、「命の大切さ」について指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識をもつように、教育活動全体を通して指導する。さらに、いじめる当事者でなくても、はやしたてたりおもしろがったりして見ている「観衆」や、見て見ない振りをする「傍観者」も、いじめに加担していることに気付かせ、自分の立場で何をすべきか、何ができるかを考えさせるよう努める。
- ・企画委員が中心となって毎月の生活目標を全校児童に呼びかけたり、いじめ防止に向けた具体目標を学級活動で話し合ったりして、児童主体の取組を進める。
- ・人権学習強調月間にあわせ、高学年児童を中心に朝の「あいさつ運動」を行い、全校児童の交流を深める。また、人権擁護委員と連携し、11月に各学年ブロックで人権教室を行う。
- ・インターネットや携帯電話等を通じて行われるいじめを防止するため、児童や保護者にチラシを配布したり「情報モラル教室」等の研修会を行ったりする。

(3) いじめ防止に向けた年間指導計画を作成し、年間を通じて計画的にいじめ防止に向けた教育活動を行う。

- ・昼休みに縦割り班ごとにゲーム等を行う「わんぱくタイム」や、縦割り班による清掃を行い、異学年交流を推進する。
- ・全学級で帰りの会で友達のよいところなどを発表する「いいところミッケ！」を実施し、他者を認め合える温かい学級の雰囲気づくりを行う。
- ・様々な教育活動において児童一人一人の自己有用感・自己肯定感を育めるような取組をおこなう。

(4) いじめ防止に向けた家庭での取組を促す

- ・規則正しい生活を送る。
- ・家庭内でも「あいさつ」を積極的に交わして、きちんと「返事」をする習慣を身に付けさせる。
- ・学校からの便り、通信には必ず目を通し、子供から学校での出来事を聞く時間を確保する。
- ・学校行事やPTA活動に積極的に参加し、子供の活動の様子を見守る。
- ・他との比較ではなく、子供のよい面やがんばったことをたくさん褒めるようにする。
- ・子供の将来の進路についてたくさん話し合いをする。
- ・叱るときは感情的にならず、子供に叱る理由をしっかりと伝えるようにする。
- ・携帯電話、スマートフォン、ゲーム機、PC等は、インターネットにつながる端末であることを

理解させ、その利便性と危険性を知らせるとともに、使用については、家庭内のルール（約束事）を決めて守らせるようにする。

- ・子供に関して心配なことがあるときは、一人であるいは家庭内で悩まず、早期に学校に相談するようにする。

2 いじめの早期発見のための取組

(1) 学校生活アンケート

- ・毎月、学校生活アンケートを行い、いじめに対する児童の実態を把握する。

(2) 教師による日常の観察

- ・授業中や休み時間等での児童の様子や日記等の記述を通して、児童の小さな変化を見逃さないようにする。

(3) スクールカウンセラー（SC）・スクールソーシャルワーカー（SSW）との連携

- ・各学年でスクールカウンセラーによる全員面談を行い、児童の心の様子を把握するとともに、児童がスクールカウンセラーに相談しやすい雰囲気をつくる。また、事案によっては、スクールソーシャルワーカーとも連携をとる。

(4) 家庭・地域との連携

- ・連絡帳や個人面談、電話等を通して、保護者との連携を密にし、児童の小さな変化を見逃さないようにする。
- ・学校通信をHP等で掲載し学校の様子を伝えたり、学校運営協議会委員に学校の様子を説明したりして、地域からの情報が得やすい雰囲気をつくる。

3 いじめの解決に向けての取組

(1) 校内組織「いじめ防止対策委員会」での検討

- ・いじめと思われる事案に気付いたら、管理職に報告する。管理職は、早急に関係職員との会合、または「いじめ防止対策委員会」を開き、事案の事実関係を把握し、対応策を検討する。

(2) いじめの四層構造における各児童への指導

- ・情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ・いじめられている児童に対しては、心の傷を癒すために、家庭、スクールカウンセラー、養護教諭等と連携をとりながら指導を行う。
- ・「観衆」や「傍観者」の立場にいる児童に対しては、いじめの構造を理解させ、いじているのと同様であることを指導する。

(3) 関係機関との連携

- ・いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合には、教育委員会、警察、児童相談所等と連携し、指導にあたる。

Ⅲ いじめ問題に取り組むための組織

1 校内組織

- ・いじめ防止・解決に関する措置を実効的に行うため、管理職、教務、生徒指導主任、教育相談主任、保健主事、低・高学年ブロック代表による「いじめ防止対策委員会」を設置する。学期末ごとに委員会を開催し各学期の取組について振り返る。また、必要に応じて委員会を開催する。
- ・職員会議では生徒指導における日常観察の情報交換の場を設け、いじめが心配される事案について共通理解を図り、全校体制でいじめの未然防止、早期発見、早期解決に努める。

2 家庭や地域、関係機関と連携した組織

- ・緊急かつ重大な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。教頭は、速やかに校長に報告し、校長の指示により敏速に支援体制をつくり対処する。さらに、学校外との連携が必要と判断した場合には、外部機関・関係者に協力を依頼し緊急生徒指導委員会を開催する。なお、外部機関・関係者は、以下の中から事案に応じて協力を依頼する。（PTA 会長、安中市教育委員会、安中警察署、西部教育事務所、主任児童委員、松井田町代表区長、青少年健全育成連絡協議会会長）